

# J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等認定要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、鳥取県内の森林（県有林を除く。）で認証されたオフセット・クレジット（以下「森林J-クレジット」という。）を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業又は団体を「J-クレジットとつとりの森を守る優良企業」又は「J-クレジットとつとりの森を守る優良団体」（以下「J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等」とする。）として認定し、森林J-クレジットの普及促進を図り、企業等と連携した森林保全及び地球温暖化防止を推進することを目的として定めるものである。

## (定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は当該各号に定めるところによる。

### (1) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせること

### (2) J-クレジット

経済産業省、環境省、農林水産省オフセット・クレジット（J-クレジット）制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量

### (3) 森林J-クレジット

J-クレジットのうち、鳥取県内で、森林経営活動、植林活動の方法論により認証されたオフセット・クレジット（県有林を除く。）

### (4) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等

企業又は企業以外の法人、事業所及びその他の規約及び代表者を定めた団体（以下、「企業等」とする。）のうち第4条の認定を受けた企業等

## (申請)

第3条 申請者は、様式第1号により申請を行うものとする。

## (認定)

第4条 知事は、前条の申請に基づき、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等として認定することができる。ただし、当該企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に反するもの、その他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものと認められるときは、認定を行わない。

### (1) 森林J-クレジットを購入した企業等

(2) 購入した森林J-クレジットを使用し、カーボン・オフセットに取り組む（予定も含む。）企業等

2 知事は、前項の規定により認定したときは、第6条に基づく取消しがあった場合には認定証を知事に返納する旨の条件を付して通知するとともに、次の各号に定める内容を記載した認定証を交付する。

### (1) 名称

### (2) 所在地

### (3) 認定番号

### (4) 認定日

3 知事は、J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等として認定したときは、インターネット上の県のホームページ（以下「とりネット」とする。）で公表するもの

とする。

(取組状況の報告)

第5条 J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等は、認定に基づく取組状況について任意様式で報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受けた場合には、とりネットで公表するものとする。

(認定の取消し)

第6条 知事は、J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等が第4条に規定する認定の

要件を欠くと認める場合の他、次の各号に該当すると認める場合は、認定を取り消すことができる。

(1) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等が、法令、条例もしくは他の規則に違反した場合

(2) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団である場合

(3) J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等が、第4条第1項第2号に規定する取組みを行わなかった場合

2 知事は、前項の規定により認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ理由を付して当該企業等にその旨を通知し、認定証の返納を求めるものとする。

3 前項の通知に異議がある企業等は、通知をうけた日から30日以内に知事にその旨を申し出ることができる。

4 知事は、前項の申出を受けたときには、調査を実施するものとする。

5 知事は、前項の調査により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、当該企業等に認定証の返納を求めるものとする。

(ロゴマーク等の使用)

第7条 J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等は、第4条第1項第2号に規定するカーボン・オフセットに関連する商品、広報物等において、別記の「J-クレジットとつとりの森J-クレジットロゴマーク」及び「鳥取県カーボン・オフセットマーク」及びエコトリピーのデザインを使用することができる。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課において所掌する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月28日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年7月22日から施行する。

2 改正後の要綱(以下「新要綱」という。)の施行の際、現に認定を受けているJ-V ERとつとりの森を守る優良企業等は、新要綱第4条の規定に基づき認定されたもの

とみなす。

- 3 環境省による J-VER 制度に基づいて、鳥取県内で、森林経営活動、植林活動の方法論により認証された J-VER（県有林を除く。）は、第 2 条第 1 項第 3 号に規定する森林 J-クレジットとみなす。

(様式第1号)

J-クレジットとつとりの森を守る優良企業（団体）認定申請書

平成 年 月 日

鳥取県知事 様

J-クレジットとつとりの森を守る優良企業等認定要綱第3条の規定により、申請します。

（ふりがな） 名 称		
住 所	〒	
代表者職氏名	印	
事 業 内 容 （業種等）		
従業員等数	人	
担当者職氏名		
連 絡 先	（ 電 話 ）	
	（ファクシミリ）	
	（Eメールアドレス）	
J-クレジット 購入量	J-クレジット購入量： トン （J-クレジットプロジェクト名： ）	
カーボン・オフ セットの概要		

※ 参考資料があれば、添付してください。

別記

1 とつとりの森J-クレジットロゴマーク



2 鳥取県カーボン・オフセットマーク

①



②



3 エコトリピー



<基本カラー>

